令和８年１１月１１日

奈良地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

令和８年１１月１１日に、奈良地区のタクシー事業者から運賃改定要請（申請）が提出されましたのでお知らせします。

●奈良地区（令和８年１１月１１日現在）

要請状況	申請件数（件）	申請車両数（両）	申請割合（%）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和 8 年 11 月 11 日 （3 ヶ月経過日） 令和 9 年 2 月 11 日	1	19	2.02	940

※奈良地区

奈良県全域

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から３ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の５割を超えた場合には、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

【問い合わせ先】
近畿運輸局自動車交通部旅客第二課　調査運賃係
電話：０６－６９４９－６４４６